



いきいきらんど情報



平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族 基礎年金受給者向け給付金(年金生活者等支 援臨時福祉給付金)の申請について

二つの給付金については、九月の広報や個別の通知等によりご案内しているところですが、その申請期限が近付いております。

期限内に申請がない場合には、支給の対象となりませんので、必ず期限内に申請いただきますようお願いいたします。

申請期限 平成二十八年十一月三十日(水)まで

※郵送で提出の場合には当日消印有効

なお、申請書については八月の末から九月上旬にかけて、対象となる見込みの方にお送りしているところですが、

- ・支給対象になりそうだが、申請書が届いていない
- ・申請書をなくしてしまった
- 等の場合には、お早めに福祉課までお問い合わせください。

二つの給付金について

平成二十八年度臨時福祉給付金

平成二十六年四月からの消費税率の引き上げに伴う生活への影響の緩和のため、平成二十八年度の住民税が非課税の方を対象に、給付金を支給します。

支給額：三、〇〇〇円

※課税者の扶養親族等である場合や、生活保護受給者である場合は対象となりません。

・障害・遺族基礎年金受給者向け給付金(年金生活者支援等臨時福祉給付金)

賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の年金受給者への支援として実施します。

平成二十八年度臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金受給者を対象に、給付金を支給します。

支給額：三〇、〇〇〇円

※四月より実施した「高齢者向け給付金」をすでに受給している場合には、対象とはなりません。

長野県からのお知らせ

平成二十八年七月七日に、「長野県子どもを性被害から守るための条例」が公布・施行されました。 ※規制項目に係る規定は十一月一日より施行。

長野県は、これまで全国の都道府県の中で唯一、青少年保護育成条例を持たず、地域の力で青少年の健全育成に取り組んできました。しかし、近年、インターネットや携帯電話等の発展・普及など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化している中で、子どもの性被害の増加が危惧されています。

十一月は子ども若者育成支援強調月間です

この強調月間では、子ども・若者の社会的自立の促進や、犯罪・有害環境からの保護等のため、行政・関連機関が一体となって、子どもたちの健全育成運動を推進します。下條村では期間中、広報車による広報活動や、村内の店舗や公共施設への有害環境チェックパトロール等を実施します。

また、十一月は児童虐待防止推進月間でもあります。児童虐待は、子育て家庭だけの問題ではなく、

そこで、県では、性被害の予防

や、性被害を受けた子どもへの支援、規制項目等を定めた条例を制定し、これまでの地域による青少年健全育成活動をいかしながら、子どもを性被害から守るための取り組みを推進していきます。

条例制定までの経緯や、条例の詳細な内容については、長野県公式ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/jiseidai/kyoiku/kodomo/shisaku/kodomamamoruforei.html>

お問い合わせ先

長野県次世代サポート課
☎〇二六―二三五―七二一〇

社会全体で取り組むべき課題として捉え、広報・啓発活動に取り組みます。未来を担う子ども・若者たちの健やかな成長のため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いたします。



～日本年金機構からのお知らせ～

待ち時間の短縮とサービス向上を目指して予約相談を行っています

日本年金機構では、お客様からの年金相談をより丁寧で効率的に対応していくため、全国の年金事務所で現行の年金相談の予約制を拡充し、お客様に利用しやすい環境を整備することとしています。飯田年金事務所では、本年9月から年金相談の予約制を実施しています。

1. 予約の申込方法

◇相談希望日1ヵ月前から予約相談の前日午前中までにお電話、又は年金相談窓口でお受けしています。

★電話番号 0265-22-3641 飯田年金事務所お客様相談室

*音声ガイダンスが流れ、最初に「1」を押していただき、続いて「2」を押していただくと、お客様相談室につながります。

◇予約を受け付ける際には、相談者及び配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認させていただきます。

2. 予約受付時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時まで

予約状況により、ご希望日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

11月は年金月間です。この機会に年金加入状況と納付状況の確認を！

季節性インフルエンザ予防接種が始まります！

この予防接種は、強制ではありません。希望される場合に受けるようにしましょう。

☆実施期間 平成28年10月15日から平成29年1月15日まで

☆対象 ①下條村に住所があり、接種する日に満65歳以上の方
②下條村に住所があり、60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器に重い病気などがある方（身障手帳1級相当の方が該当です）

☆実施場所 県内医療機関「かかりつけ医」で受けてください。

☆自己負担額 一人1回2,000円（生活保護世帯の方は無料）
医療機関の窓口でお支払いください。

☆その他 ・接種回数は一人1回です。

*小児（0歳～中3）、高1～65歳未満の身障手帳1級の方（心臓、腎臓、呼吸器疾患関係なく）も助成を行います。
詳細は保健師までお問い合わせください。



ご協力お願いします
自分の村を良くする仕組
共同募金

今年も全国一斉に赤い羽根共同募金が始まりました。下條村では赤い羽根共同募金と歳末たすけ合いを併せて行います。

昨年は1,056,708円と大きな金額のご協力を頂き、県の共同募金会に送金いたしました。本年度下條村では880,708円の配分金を受け、子育て支援や老人福祉、災害救援用毛布の購入など多くの事業に役立てる事が出来ています。

今年も多くの事業主様や村内の各世帯の皆様のご協力よろしく願います。

